

納期限一覧表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税・県民税	◎個人普通徴収			1期		2期		3期			4期		
	個人特別徴収	徴収月の翌月の10日まで											
	法人確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内											
	法人中間申告	事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内											
◎固定資産税・都市計画税			1期		2期					3期		4期	
◎軽自動車税			全期										
◎国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
市たばこ税		各月売渡し分を翌月末日まで											
入湯税		各月徴収分を翌月15日まで											

- 【注意事項】
- 1 納期限は特に指定がない場合、各納期月の末日です。各納期月の末日が土曜日、日曜日、祝日又は12月29日～1月3日にあたるときは、それらの日の翌日が納期限となります。（年金特徴を除く）
 - 2 ◎印は口座振替可能税目です。